

常任委員会での議案等審査

町長提出議案は、総務建設産業常任委員会に8件、文教民生常任委員会に3件がそれぞれ付託され、すべて「原案可決すべきもの」との審査結果になりました。

また、所得税法第56条の廃止を求める請願が総務建設産業常任委員会に付託され、「採択」となりました。

総務建設産業常任委員会

《主な審議事項》

町の重要・行政施策の総合企画調整、予算、行政運営、情報公開、条例規則、職員、交通安全、防犯、防災、町県民税の徴収賦課、住民相談、消防、救急、農業及び商工業、区画整理、道路河川、建築関係

伊奈町職員の育児休業等に関する条例及び伊奈町職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例

問 非常勤職員と臨時的に任用される職員の違いは。

答 非常勤職員は文字通り常勤でない職員で、臨時的に任用される職員については、地方公務員法に基づいて臨時的に任用される職員という解釈。

問 労働条件の変更があった場合、職員への対応はどのようにされるのか。

答 職員組合もないので、課長会議等で趣旨説明をしたり、庁内LANを使って周知している。

問 男性の育児休業の消化が社会的な課題になっているが。

答 職員に対してのアンケート結果を踏まえながら、現在検討中の特定事業主行動計画に盛り込めればと考えている。

町の区域を新たに画することに伴う関係条例の整理に関する条例

問 地番の表示が漢数字だが、算用数字に変更できなかったのか。

答 同じ町で漢数字、算用数字が混在するのは芳しくないのですが、漢数字で統一している。

財産の取得について（町営住宅建物及び附帯施設）

問 町営住宅建設にかかわるスケジュールは。

答 議会の議決後、工事の着工を速やかに、既存の防災倉庫等を撤去し本体工事を行う。完成は平成23年3月

予定。

問 参加業者の中に町内業者は入っているのか。

答 指名された業者の中には、入っていない。



町営住宅建設地を視察

文教民生常任委員会

《主な審議事項》

町民の諸証明、国民健康保険、介護保険、老人保健、医療、予防接種、各種検診、社会福祉、児童福祉、母子保健、保育、子育て支援、人権、水道事業、環境衛生、学校教育、社会教育、生涯学習、学校給食関係

伊奈町児童館条例の一部を改正する条例

問 児童館を各校区に1つずつ、小さいものをつくっていく考えは。

答 児童館は設置義務があるわけではなく、あくまでも任意の施設で、現在複合施設として総合センターの中に1つある。ただし、子育て支援センターが北保育所の中にあり、また来年4月オープン予定の民間保育所の中にも1つか2つ子育て支援センターも設置する方向で打ち合わせを進めているので、児童

対応するためには、どうしても職員が必要になってくる。

問 現在、総合センターは指定管理者制度を取り入れているが、児童館を含め一括しているのか。

答 総合センターの指定管理の契約が平成22年度で切れるので、来年度からの指定管理の中に、児童館も一体的に含める方向で検討している。

問 指定管理に移行するに当たってのメリットは。

答 事業の中で、老人福祉センターの高齢者の方と一緒に、一体的な事業もできると考えている。今後、事業全体の中でメリット等も含め考えていく。

問

本来の目的であるサービスの向上、節減効果等を常に意識する必要があると思うが。

答 指定管理者の選定においては、前々からサービスの向上、経費の節減を考えている。民間のノウハウを導入しながら、よりよいものを求めているし、その中で費用も節減するという形で選定している。

一般会計 補正予算

問 遺跡の発掘調査で特養ホーム並びに保育所の建築への影響は、事業者のスケジュールを見ると、8月半ばに着工予定になっ



諏訪久保遺跡を視察

ている。発掘等の調査についても考慮されていると考えている。

問 発掘された土器のその後の保管は、基本的には洗浄し組み立て、町で保管する。

次の議会は



今回の定例議会の開催予定日は9月7日(火)です。詳しい日程は、8月下旬に決定します。

傍聴するには

議会の本会議を傍聴するときには、会議当日に議会事務局窓口で名簿に名前と住所をご記入のうえ傍聴券・資料をお受け取りいただいてから傍聴席にお入りください。

また、委員会の傍聴につきましても、委員長の許可制になっていきますので事前に申し込みが必要です。

なお、本会議・委員会ともに、傍聴席の数には限りがありますので、あらかじめご了承ください。

~伊奈町議会ホームページ~

会議録の検索機能を登載したホームページをご利用下さい。(町のホームページからもご利用できます)

<http://gikai02.kaigiroku.jp/ina/>